

(様式第 1 号)

☐ 会議録      ☒ 会議要旨

|         |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称   | 令和 8 年度第 1 回芦屋市いじめ問題対策審議会                                                                                                                                                                                                                                 |
| 日 時     | 令和 8 年 8 月 4 日 (火) 10:30～12:00                                                                                                                                                                                                                            |
| 場 所     | 芦屋市役所 4 階 教育委員会室 (対面・オンライン)                                                                                                                                                                                                                               |
| 出 席 者   | 会 長            中村    豊<br>委 員            石田   真美<br>西井   克泰<br>中元   康雄<br>欠席委員       加藤   力敬                                                                                                                                                              |
| 事 務 局   | 教育部        参事   塩山   利枝<br>学校支援課   課長   浅田   陽一<br>主査   佐藤   菜穂子<br>主査   坂根   拓実                                                                                                                                                                          |
| 会議の公開   | <input type="checkbox"/> 公開<br>-----<br><input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開<br>会議の冒頭に諮り、出席者 4 人中 4 人の賛成多数により決定した。<br>〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕<br>＜非公開・一部公開とした場合の理由＞<br>審議の内容に個人情報が含まれているため。 |
| 傍 聴 者 数 | 0      人                                                                                                                                                                                                                                                  |

1 会議次第

- (1) 開会挨拶
- (2) 委嘱状交付、出席者紹介
- (3) 会長、副会長の選任
- (4) 一部公開の決定
- (5) 議題
  - ・ 重大事態について
  - ・ 芦屋市のいじめ未然防止に係る取組について
  - ・ いじめアンケートの結果より
- (6) 事務連絡
- (7) 閉会挨拶

2 提出資料

本市におけるいじめ予防の取り組みについて

3 審議内容

議題において、芦屋市の現状及び取組について協議し、今後も「法令及びガイドラインに基づき、対応すること」を確認した。

〔主な質疑内容〕

中村会長：年数が経過している案件の取扱いについて、文部科学省やこども家庭庁などに相談や照会を行っているか。

事務局：こども家庭庁へ問い合わせたところ、こども家庭庁より文部科学省を経由し、「ガイドラインに基づいて対応を進めることが望ましい」との回答を得た。

中村会長：対応について、区切りをつけながら調査完了に向けて進めていくことが大切ではないかと思う。

中村会長：市長部局との連携について伺いたい。

事務局：教育委員会と、いわゆる法第30条に基づく再調査を担う市長部局との間では、一定の独立性を保つ必要があると考えている。それぞれの役割を明確にしながら連携し対応していく。

中村会長：いじめ重大事態の判断について、基本的には学校が判断することになると思う。この点について、市内の学校では十分に理解されているか。

事務局：いじめ重大事態に関して、毎年、管理職を対象とした研修を実施している。具体的な事例も交えながら、重大事態への対応について理解を深められるよう努めている。

事務局：

～小学校5年・6年、中学校全学年を対象とした「弁護士によるいじめ予防授業」についての説明～  
6年では、「先生に言うことだけが行動ではない。クラスの空気を変えるような小さな行動もできるのではないか」という気づきが見られた。中学3年では、「何もしないこともいじめへの加担につながる」「空気に流されず自分で判断することが大切である」ことに気づいたという感想も見られた。

中村会長：先ほど「空気」という言葉があったが、最近では学級風土や学校風土という言葉で語られることが多いと思う。OECDなどの国際的な研究でも、自分がクラスや学校の一員であるという感覚、いわゆるコミットメントが高いほど、いじめの発生率が低いというエビデンスがある。結局、学級風土や学校風土は人間関係が土台となっており、人間関係づくりやソーシャルスキルの育成が重要になる。

事務局：最後に、委員のみなさまより、今後に向け、ご助言いただきたい。

中元委員：対応が難しい場面も多くあるかと思う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含め、組織的な対応を目指してほしい。

中村会長：いじめ重大事態への対応について、重大事態になると、どうしても対立構造と子どもたちの分断が生まれやすくなる。本来であれば、失敗や行き違いの中から起こった問題について、子どもたちの人間関係をどのように修復していくのかという視点も重要である。

重大事態への対応は法的な側面が強くなるが、子どもたちには学ぶ権利をはじめ、平等に権利があるので、教育の視点からももう少し考えていく必要があるのではないかと感じている。

石田副会長：気になっていることは、学校の先生方が健康で、心に余裕をもって仕事に取り組める体制をどのようにつくっていくかということである。先生方に余裕がなければ、子どもたちの声にしっかり耳を傾けることも難しくなる。加配教員のさらなる配置や、地域に開かれた学校づくりの観点から市民サポーター等の活用も考えられるのではないか。

また、担任一人でいじめ対応を抱えることは非常に負担が大きいと思う。管理職や学年などがどのように支援していくのが重要であり、組織的な対応が求められると思う。